

**(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む)
更新許可申請に必要な書類**

| 申請書類【様式】 | | 根拠規定 | 提出の要否 | |
|---|-----|----------------------|-------|---|
| | 法人 | | 個人 | |
| (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 【規則様式第6号(特管産廃は第12号)】 | | 規則9の2-1 , 10の12-1 | ○ | ○ |
| 事業計画の概要【規則様式第6号の2 第1~5面】 | ※1 | 規則9の2-2-1 | ○ | ○ |
| 積替保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、施設付近の見取り図【規則様式第6号の2 第3面】 | | 規則9の2-2-2 | ○ | ○ |
| 運搬容器の写真【規則様式第6号の2 第7面】 | ※2 | 規則9の2-2-2 | △ | △ |
| 事業開始資金及び調達方法【規則様式第6号の2 第8面】 | | 規則9の2-2-5 | ○ | ○ |
| 資産に関する調書【規則様式第6号の2 第9面】 | | 規則9の2-2-7 | — | ○ |
| 誓約書【規則様式第6号の2 第10面】 | | 規則9の2-2-10 | ○ | ○ |
| 積替保管施設に係る土地の登記事項証明書又は使用権原を証する書類 | ※3 | 規則9の2-2-3 | ○ | ○ |
| 定款又は寄附行為(現行定款) | | 規則9の2-2-8 | ○ | — |
| 申請者の登記事項証明書 | | 規則9の2-2-8 | ○ | — |
| 直近3年間の貸借対照表 | | 規則9の2-2-6 | ○ | — |
| 直近3年間の損益計算書 | ※4 | 規則9の2-2-6 | ○ | — |
| 直近3年間の株主資本等変動計算書 | | 規則9の2-2-6 | ○ | — |
| 直近3年間の個別注記表 | | 規則9の2-2-6 | ○ | — |
| 直近3年間の法人税納税証明書〔その1〕 | | 規則9の2-2-6 | ○ | — |
| 直近3年間の所得税納税証明書〔その1〕 | ※5 | 規則9の2-2-6 | — | ○ |
| 役員 住民票(本籍又は国籍・地域記載) | ※6 | 規則9の2-2-12 | ○ | — |
| 株主等 住民票(本籍又は国籍・地域記載) | ※7 | 規則9の2-2-13 | ○ | — |
| | | 規則9の2-2-13 | ○ | — |
| 申請者 住民票(本籍又は国籍・地域記載) | | 規則9の2-2-12 | — | ○ |
| 法定代理人 住民票(本籍又は国籍・地域記載) | | 規則9の2-2-13 | — | ○ |
| | ※8 | 規則9の2-2-13 | — | ○ |
| 政令使用人 住民票(本籍又は国籍・地域記載) | | 規則9の2-2-14 | ○ | ○ |
| | ※9 | 規則9の2-2-14 | ○ | ○ |
| 講習会修了証の写し | | 規則9の2-2-4 | ○ | ○ |
| 自動車検査証の写し | ※10 | 規則9の2-2-3 | ○ | ○ |
| (船舶の場合) 船舶検査証書の写し | ※11 | 規則9の2-2-3 | ○ | ○ |
| (船舶の場合) 船舶一覧表 | | 規則9の2-2-3 | ○ | ○ |
| 本県許可証の写し | | | ○ | ○ |
| 県内政令市の積替・保管を含む許可証の写し | ※12 | | △ | △ |
| 委任状 | | | △ | △ |
| 地域県政総合センター所長が指示した書類 | ※13 | | ○ | ○ |

○: 必ず提出 △: 必要に応じて提出 規則: 廃棄物処理法施行規則

* 添付書類のうち、住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、申請日より3か月以内に発行されたものに限る。

* 住民票の写しはマイナンバーの記載がないものを提出する。また、外国人の住民票は国籍・地域が記載されたものを提出する。

※裏面に各書類の補足があります※

【各書類における補足】

| | |
|-----|--|
| ※1 | 必要に応じて積替保管計画書（県様式）を添付する |
| ※2 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回申請時と同じ種類の運搬容器の場合は省略可 ・撮影年月日を記載する |
| ※3 | 土地の登記事項証明書（賃借の場合は賃貸借契約書）、公図の写しを添付する |
| ※4 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書は履歴事項全部証明書に限る ・申請者が金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの添付書類に代えて、当該有価証券報告書を添付できる ・法人税の納税に関し連結納税制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属類の届出書を併せて添付する ・0円又は無申告の期がある場合は、以下のような書類を添付する 《課税・納付額が0円の場合》経理的基礎に係る理由書 等 《無申告の場合》源泉徴収票、市県民税課税（非課税）証明書、市民税・県民税申告書（受取印押印済みのもの）、給与所得者の扶養控除等（移動申告書）（受取印押印済みのもの）、確定申告書の写し（税務署の受付印押印済みのもの） 等 |
| ※5 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの添付書類に代えて、当該有価証券報告書を添付できる ・0円又は無申告の期がある場合は、以下のような書類を添付する。 《課税・納付額が0円の場合》経理的基礎に係る理由書 等 《無申告の場合》源泉徴収票、市県民税課税（非課税）証明書、市民税・県民税申告書（受取印押印済みのもの）、給与所得者の扶養控除等（移動申告書）（受取印押印済みのもの）、確定申告書の写し（税務署の受付印押印済みのもの） 等 |
| ※6 | 登記上の役員のほか、相談役、顧問などを含む |
| ※7 | 株主等は、株主のうち発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する者、又は出資者のうち出資総額の100分の5以上の額に相当する額を出資している者を指す |
| ※8 | 履歴事項全部証明書に限る |
| ※9 | 政令使用人は、県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者であり、かつ産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有している者を指す |
| ※10 | 他者名義の場合は使用承諾書等を添付する |
| ※11 | <p>自己所有船以外の場合は、裸傭船契約書又は定期傭船契約（①、②が必要）書の写しを添付する</p> <p>①傭船者は、船主より本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする</p> <p>②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする</p> |
| ※12 | 県内政令市で積保有りの許可を受けている場合に添付する |
| ※13 | 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替・保管施設に係る指導指針の基準適合を確認するために必要な書類を添付する 例：給排水系統図、施設の設置図、緑地の配置図、管理規定、事故時の連絡先 等 |